

官報

号外

昭和二十六年十二月十二日

第十三回 衆議院會議録 第二号

昭和二十六年十二月十二日(水曜日)

議事日程 第二号

午後三時開議

第一 常任委員長辞任の件

●本日の会議に付した事件

日程第一 常任委員長辞任の件

常任委員長の選挙

公職選挙法改正に関する調査特別

委員会、海外同胞引揚及び遺家

族援護に関する調査特別委員会

及び行政監察特別委員会設置の

件

企業合理化促進法案(第十二回国

会、小金義昭君外三十四名提

出)

午後三時四十九分開議

○議長(林義治君) これより会議を開きます。

〔拍手〕

○議長(林義治君) たたいま傍聴席に

米国防務長官顧問及び上院議員がお見

えになりましたから御紹介申し上げま

す。

米国防務長官顧問

ジョン・フォスター・ダレス君

同夫人

〔拍手〕

上院議員

アレキサンダー・スミス君

同夫人

上院議員

ジョン・スパークマン君

〔拍手〕

ここに諸君とともに心から歓迎の意を

表するため拍手をお願いします。

〔拍手〕

なお、ダレス氏が平和條約の締結に

ついて非常に御尽力くださいましたこ

とに対し、この機会に深甚な感謝の意

を表したいと思います。

第一 常任委員長辞任の件

○議長(林義治君) お諮りいたしま

す。各常任委員長からそれ〴〵辞任の

申出があります。これを許可するに御

異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(林義治君) 御異議なしと認

めます。よつて許可するに決しまし

た。

常任委員長の選挙

○議長(林義治君) つきましては、こ

の際常任委員長の選挙を行います。

○議長(林義治君) 常任委員長の選挙は、

その手続を省略して、議長において指

名せられんことを望みます。

○議長(林義治君) 福永君の動議に御

異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(林義治君) 御異議なしと認め

ます。よつて議長は各常任委員長を指

名いたします。

内閣委員長

入事委員長

地方行政委員長

法務委員長

外務委員長

大蔵委員長

文部委員長

厚生委員長

農林委員長

水産委員長

通商産業委員長

運輸委員長

郵政委員長

電気通信委員長

労働委員長

建設委員長

経済安定委員長

予算委員長

決算委員長

議院運営委員長

懲罰委員長

図書館運営委員長

公職選挙法改正に関する調査特別

委員会設置の件

○議長(林義治君) 特別委員会設置の

件につきお諮りいたします。公職選挙

法改正に関する調査をなすため委員二

十五名よりなる特別委員会を設置いた

したいと思ひます。これに御異議あり

ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(林義治君) 御異議なしと認め

ます。よつてその通り決しました。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関

する調査特別委員会設置の件

○議長(林義治君) 特別委員会設置の動議

を提出いたします。すなわち、海外同

胞引揚及び遺家族援護に関する調査を

なすため委員三十名よりなる特別委員

会を設置せられんことを望みます。

○議長(林義治君) 福永君の動議に賛

成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林義治君) 起立多数。よつて

動議のごとく決しました。

行政監察特別委員会設置の件

○議長(林義治君) 特別委員会設置の動議

を提出いたします。すなわち、本会期

においても行政監察特別委員会を設

け、その委員会の構成、権限及び次の

国会召集の日までに支出し得る費用等

については本年二月六日本院で議決し

た通りとせられんことを望みます。

昭和二十六年三月三十日
第三編 第三号 第三号

昭和二十六年十二月十二日 衆議院會議録第二号
常任委員長辞任の件、公職選挙法改正に関する調査特別委員会設置の件、海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会設置の件

昭和二十六年十二月十二日 衆議院會議録第二号 企業合理化促進法案

○議長(林福治君) 福永君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(林福治君) 起立議員、よつて動議のごとく決しました。

ただいま議決せられました三特別委員会の委員は、追つて指名いたします。

企業合理化促進法案(第十二回國會、小金澤昭君外三十四名提出)

○議長(林福治君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、小金澤昭君外三十四名提出、企業合理化促進法案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを仰みます。

○議長(林福治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(林福治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

企業合理化促進法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員小金澤昭君。

企業合理化促進法案

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、技術の向上及

び重要産業の機械設備等の急速な近代化を促進すること並びに原材料及び動力の原単位改善を指導し、企業合理化を促進し、もつてわが國經濟の自立達成に資することを目的とする。

(事業者の定義)

第二條 この法律において「事業者」とは、工業、鉱業、電気事業、ガス事業、運輸業、土木建築業、水産業その他政令で定める事業を営む者をいう。

第二章 技術の向上の促進

(試験研究者に対する補助金の交付等)

第三條 主務大臣は、技術の向上を促進するため必要があると認めるときは、主務省令の定めるところにより、該工業等に関する技術の研究、工業化試験又は新規の機械設備等の試作(以下「試験研究」という。)を奨励助長するため、試験研究を行う者(以下「試験研究者」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、又は國の所有に係る機械設備等を国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の定めるところにより貸與するこ

とができる。

【試験研究用機械設備等に対する所得税又は法人税の特例】

第四條 主務大臣及び大蔵大臣は、政令の定めるところにより、試験研究者に対し、その行おうとする試験研究が企業の合理化を促進するため緊急を要するものであり、且つ、その取得し又は製作しようとする機械設備等が当該試験研究のために必要なものである旨の承認をすることができ、

2 試験研究者であつて、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第九條第一項第四号に規定する事業を営む個人が前項の規定による承認を受けた場合において、その承認を受けた日から一年以内、その承認を受けた機械設備等を取得し又は製作してその承認を受けた試験研究(当該個人の営む当該事業と関連を有する試験研究に限る。)の用に供したときは、当該試験研究の用に供された日以後三年

内の日を含む各年について、同号に規定する所得の計算上必要な経費に算入する当該機械設備等の減価償却費の額は、同法第十條第二項の規定にかかわらず、当該試

験研究の用に供した日以後三年間

で、且つ、当該試験研究の用に供している間に限り、当該機械設備等を取得し又は製作するために要した金額の百分の九十に相当する金額に当該各年のうち当該期間の月数を乗じてこれを三十六で除して計算した金額とする。

3 前項及び本項の規定の適用を受けた個人が死亡した場合において、その相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)が当該個人の行つていた試験研究に関連する事業を承継し、且つ、当該試験研究を継続するときは、当該個人の死亡に因る当該試験研究の用に供する機械設備等の移転については、所得税法第五條の二第一項の規定は、適用しない。この場合において

は、相続に因り取得した当該試験研究の用に供する機械設備等については、当該相続人が引き継ぎこれを有していたものとみなす。

4 試験研究者である法人が第二項の規定による承認を受けた場合において、その承認を受けた日から一年以内に、その承認を受けた機械設備等を取得し又は製作してそ

の承認を受けた試験研究の用に供したときは、当該試験研究の用に供した日以後三年内の日を含む各事業年度について、当該事業年度の法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の規定による所得の計算上損金に算入する同法及び同法に基く命令の規定により計算される当該機械設備等の償却額額は、これらの規定にかかわらず、当該試験研究の用に供した日以後三年間で、且つ、当該試験研究の用に供している間に限り、当該機械設備等を取得し又は製作するために要した金額の百分の九十に相当する金額に当該事業年度の月数を乗じてこれを三十六で除して計算した金額とする。

必要な経費に算入する金額又は第四項の規定により損金に算入する償却額開示のうち損金に算入した金額についてのその算入に関する申告の記載があり、且つ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、第三項の規定は、所得税法第二十九條の規定による申告書に同項に規定する事業を承認し、且つ、試験研究を継続する事業の記載がある場合に限り、これを適用する。

(試験研究用機械設備等に対する固定資産税の課税免除及び不均一課税)

第五條 前條第二項又は第四項の規定の適用を受ける機械設備等に対して課する固定資産税については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六條の規定の適用があるものとする。

第三章 機械設備等の近代化の促進

(減価償却の特例)

第六條 機械設備等を緊急に近代化する必要がある重要産業に属する事業で政令で定めるものを営む者が機械設備等の近代化のため取得し又は製作した機械設備等について

ては、租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(固定資産税の課税免除及び不均一課税)

第七條 前條の規定の適用を受ける機械設備等に対して課する固定資産税については、地方税法第六條の規定の適用があるものとする。

第四章 産業関連施設の整備

第八條 事業者は、主務省令の定めるところにより、企業の合理化に資するため必要な道路、港湾施設又は漁港施設の建設、改良、維持又は復旧を道路、港湾又は漁港の管理者に対して申請することができる。

2 道路、港湾又は漁港の管理者は、前項の規定により申請を受けた場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、道路法（大正八年法律第五十八号）、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）又は漁港法（昭和二十五年法律第二百三十七号）の定めるところにより、その工事を行うことができる。この場合において、事業者はその受益の限度においてその工事に要する費用の一部を負担させることができる。

第五章 原単位の改善

(目標原単位の公表)

第九條 主務大臣は、工場又は事業場における鋳工業品の原材料又は動力の原単位（以下「原単位」という。）の改善を促進するため必要があると認めるときは、目標となるべき原単位を公表することができる。

(原単位に関する報告)

第十條 主務大臣は、企業の合理化を促進するため必要があると認めるときは、主務省令の定めるところにより、事業者に対し、当該事業場の工場又は事業場における原単位に関する報告をさせることができる。

3 国は、必要があるとして認めるときは、第二項の規定による工事を道路法、港湾法又は漁港法の定めるところにより、自ら行うことができる。この場合においては、事業者はその受益の限度においてその工事に要する費用の一部を負担させることができる。

第六章 中小企業の診断

(企業診断)

第十二條 地方公共団体は、中小企業の合理化を促進するため、中小企業者の申出に基づき、当該企業の経営の状況について調査及び診断を行い、その改善に関する勧告を行うことができる。

(補助金の交付)

第十三條 主務大臣は、前條の調査及び診断並びに勧告を行う地方公共団体に對し、予算の範囲内において、その経費の一部を補助金として交付することができる。

第七章 雑則

(報告及び立入検査等)

第十四條 主務大臣は、この法律の適正且つ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、試験研究者若しくは事業者に対し、当該事業場の工場、事業場若しくは営業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の必要な物件の検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八章 罰則

第十五條 前條第一項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、同條の罰金刑を科する。但し、法人又は

人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に關し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第五條の五第二項中「第五條の七の下に」及び第五條の九を加える。

第五條の六第一項中「及び第五條の八」を、「第五條の八及び第五條の十」に改める。

第五條の七から第五條の十一までを二條ずつ繰り下げ、第五條の六の次に、次の二條を加える。

第五條の七 青色申告書を提出する個人で企業合理化促進法(昭和二十六年法律第 号)第

六條の規定により政令で定められた事業(以下指定事業といふ)を営むものが、昭和二十六年一月一日以後、近代的な機械設備等で命令で定めるもの(以下指定事業用機械といふ)のうちその製作後事業の用に供された

ことのないものを取得し又は指定事業用機械を製作して、これを当該事業の用に供した場合において、その事業の用に供した日の属する年における事業所得の計算上当該指定事業用機械の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十條第二項の規定にかかわらず、当該指定事業用機械の取得価額の二分の一に相當する金額以下に計算した金額とす。但し、当該指定事業用機械の減価償却費として所得税法第十條第二項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

前項の規定により指定事業用機械の減価償却費として必要な経費に算入された金額が当該指定事業用機械の取得価額の二分の一に相當する金額に満たない場合においては、前項に規定する年の翌年以後二年間の各年において事業所得の計算上当該指定事業用機械の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十條第二項の規定にかかわらず、当該指定事業用機械の減価償却費として同條

同項の規定により必要な経費に算入される金額にそれぞれ左に掲げる金額を加算した金額とする。

一 前項に規定する年の翌年において、当該指定事業用機械の取得価額の二分の一に相當する金額から前項の規定により必要な経費に算入された金額を控除した金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額

二 前項に規定する年の翌年において、当該指定事業用機械の取得価額の二分の一に相當する金額から前項の規定により必要な経費に算入された金額と前項に掲げる金額との合計額を控除した金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額

第五條の五第一項の規定は、指定事業用機械には、これを適用しない。

第一項又は第二項の規定は、所得税法第二十一條、第二十二條、第二十六條、第二十六條の二又は第二十九條の規定による申告書に第一項又は第二項の規定により必要な経費に算入される金額が必要な経費に算入する

ことの記載があり、且つ、当該申告書に指定事業用機械の減価償却額の計算に關する明細書の添付がある場合に限り、これを適用する。

第五條の八 青色申告書を提出する法人で指定事業を営むものが、昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度開始の日以後、指定事業用機械のうちその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し又は指定事業用機械を製作して、これを当該事業の用に供した場合において、その事業の用に供した日を合算する事業年度の法人税法及び同法に基き命令の規定により計算される当該指定事業用機械の減価償却額は、これらの規定にかかわらず、当該指定事業用機械の取得価額の二分の一に相當する金額とする。

第五條の六第一項の規定は、指定事業用機械には、これを適用しない。

第五條の六第三項の規定は、第一項の場合について、これを適用する。

この記載があり、且つ、当該申告書に指定事業用機械の減価償却額の計算に關する明細書の添付がある場合に限り、これを適用する。

第五條の八 青色申告書を提出する法人で指定事業を営むものが、昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度開始の日以後、指定事業用機械のうちその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し又は指定事業用機械を製作して、これを当該事業の用に供した場合において、その事業の用に供した日を合算する事業年度の法人税法及び同法に基き命令の規定により計算される当該指定事業用機械の減価償却額は、これらの規定にかかわらず、当該指定事業用機械の取得価額の二分の一に相當する金額とする。

第五條の六第一項の規定は、指定事業用機械には、これを適用しない。

第五條の六第三項の規定は、第一項の場合について、これを適用する。

この記載があり、且つ、当該申告書に指定事業用機械の減価償却額の計算に關する明細書の添付がある場合に限り、これを適用する。

第五條の八 青色申告書を提出する法人で指定事業を営むものが、昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度開始の日以後、指定事業用機械のうちその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し又は指定事業用機械を製作して、これを当該事業の用に供した場合において、その事業の用に供した日を合算する事業年度の法人税法及び同法に基き命令の規定により計算される当該指定事業用機械の減価償却額は、これらの規定にかかわらず、当該指定事業用機械の取得価額の二分の一に相當する金額とする。

第五條の六第一項の規定は、指定事業用機械には、これを適用しない。

第五條の六第三項の規定は、第一項の場合について、これを適用する。

は、昭和二十六年分の所得税から適用する。

4 法第五條の八の規定は、法人の昭和二十七年一月一日以後終了する事業年度分の法人税から適用する。

5 法人が昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度開始の日から昭和二十七年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日までの間に法第五條の八の指定事業用機械のうちその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は同條の指定事業用機械を製作して、これを当該事業の用に供した場合において、当該法人がその事業の用に供した事業年度の所得につき法人税法第二十五條第一項の規定による青色申告書を提出したときは、当該法人の昭和二十七年一月一日以後終了する事業年度の所得の計算については、当該指定事業用機械について、その事業の用に供した事業年度において法第五條の八の規定の適用があつたものとして当該事業年度以後昭和二十七年一月一日を含む事業年度直前の事業年度までの各事業年度分の減価償却額を計算する場合

3 改正後の租税特別措置法(以下「法」といふ)第五條の七の規定

昭和二十六年十二月十二日 衆議院會議録第二号 議長の報告

法務府特別審査局長 吉河 光貞	法務府民事訴訟局長 田中 治彦	法務府行政訴訟局長 石井 良三	法務府民事局長 小沢 文雄	法務府民事局長 村上 朝一	法務府民事局長 戸田 正直	中央更生保護 委員委員長 白根 松介	中央更生保護 委員委員長 斎藤 三郎	中央更生保護 委員委員長 草野 隆三	外務省事務次官 草野 隆三	外務省事務次官 島津 久大	外務省事務次官 土屋 英二	外務省事務次官 湯川 隆夫	外務省事務次官 西村 龍雄	外務省事務次官 伊藤 佑二	外務省事務次官 宮崎 章	入国管理庁長官 鈴木 一	大蔵省事務次官 西川 甚五郎	大蔵省事務次官 森永 貞一郎	大蔵省事務次官 河野 一之	大蔵省事務次官 平田 敬一郎	大蔵省事務次官 石田 正	大蔵省事務次官 内田 常雄	大蔵省事務次官 河野 通一	証券取引委 員委員長 島居 庄蔵	公認会計士管理 委員委員長 河本 文一	公認会計士管理 委員委員長 照田 弘久	公認会計士管理 委員委員長 高橋 南	印刷局長官 吉田 晴二	
文部省事務次官 水谷 昇	文部省初等中 等教育局長 辻田 力	文部省大学学術局長 稲田 清助	文部省社会教育局長 西崎 恵	文部省調査普及局長 関口 隆克	文部省管理局長 久保田 藤麿	文化財保護委 員委員長 高橋 誠一郎	文化財保護委 員委員長 森田 幸	文化財保護委 員委員長 平澤 長吉	厚生省公衆衛生局長 山口 正義	厚生省公衆衛生局長 阿部 敏雄	厚生省公衆衛生局長 松本 一郎	厚生省公衆衛生局長 木村 忠三郎	厚生省公衆衛生局長 高田 正巳	厚生省公衆衛生局長 安田 敏	厚生省公衆衛生局長 宮崎 太一	厚生省公衆衛生局長 島村 重次	厚生省公衆衛生局長 堀見友之助	厚生省公衆衛生局長 東畑 四郎	厚生省公衆衛生局長 平川 守	厚生省公衆衛生局長 小倉 武一	厚生省公衆衛生局長 長谷川 清	厚生省公衆衛生局長 青柳 彌郎	厚生省公衆衛生局長 安藤 子藤吉	厚生省公衆衛生局長 横川 信夫	厚生省公衆衛生局長 藤田 義	厚生省公衆衛生局長 首藤 新八	厚生省公衆衛生局長 黄田 多喜夫	厚生省公衆衛生局長 永山 時雄	厚生省公衆衛生局長 牛嶋 信彦
通商産業省通 商局長 井上 角一	通商産業省通 商局長 石原 武夫	通商産業省通 商局長 肥内 角一	通商産業省通 商局長 徳永 久次	通商産業省通 商局長 王臣 敬三	通商産業省通 商局長 中村 辰五郎	通商産業省通 商局長 沢田 大蔵	通商産業省通 商局長 佐枝 新一	通商産業省通 商局長 松岡 伊平	通商産業省通 商局長 井上 泰成	通商産業省通 商局長 久保 敬二	通商産業省通 商局長 小笠 公昭	通商産業省通 商局長 関谷 勝利	通商産業省通 商局長 荒木 茂久二	通商産業省通 商局長 岡田 修一	通商産業省通 商局長 山口 傳	通商産業省通 商局長 黒田 昭夫	通商産業省通 商局長 足利 則之	通商産業省通 商局長 牛島 辰弥	通商産業省通 商局長 長屋 千雄	通商産業省通 商局長 栗沢 一男	通商産業省通 商局長 山本 猛夫	通商産業省通 商局長 成松 肇	通商産業省通 商局長 松井 一郎	通商産業省通 商局長 小野 吉郎	通商産業省通 商局長 白根 王喜	通商産業省通 商局長 中村 俊一			
電気通信省事務次官 加藤 隆太郎	電気通信省事務次官 山下 知二郎	電気通信省事務次官 田辺 正	電気通信省事務次官 肥内 角三	電気通信省事務次官 山村 新治郎	電気通信省事務次官 賀来 才二郎	電気通信省事務次官 藤田 大蔵	電気通信省事務次官 藤田 大蔵	電気通信省事務次官 藤田 大蔵	電気通信省事務次官 藤田 大蔵	電気通信省事務次官 藤田 大蔵	電気通信省事務次官 藤田 大蔵	電気通信省事務次官 藤田 大蔵	電気通信省事務次官 藤田 大蔵	電気通信省事務次官 藤田 大蔵	電気通信省事務次官 藤田 大蔵	電気通信省事務次官 藤田 大蔵	電気通信省事務次官 藤田 大蔵	電気通信省事務次官 藤田 大蔵	電気通信省事務次官 藤田 大蔵	電気通信省事務次官 藤田 大蔵	電気通信省事務次官 藤田 大蔵	電気通信省事務次官 藤田 大蔵	電気通信省事務次官 藤田 大蔵	電気通信省事務次官 藤田 大蔵	電気通信省事務次官 藤田 大蔵	電気通信省事務次官 藤田 大蔵	電気通信省事務次官 藤田 大蔵	電気通信省事務次官 藤田 大蔵	電気通信省事務次官 藤田 大蔵
第一区選出 有田 二郎君	第二区選出 井上 良三君	第三区選出 西村 榮二君	第四区選出 首藤 新八君	第五区選出 原 健三郎君	第六区選出 小林 進君	第七区選出 山村 新治郎君	第八区選出 橋本 登英三郎君	第九区選出 戸叶 里子君	第十区選出 東井 三代次君	第十一区選出 川本 末治君	第十二区選出 福井 勇君	第十三区選出 武藤 嘉一君	第十四区選出 八百 正君	第十五区選出 高田 弥市君	第十六区選出 根本 龍太郎君	第十七区選出 橋本 龍伍君	第十八区選出 佐竹 新市君	第十九区選出 前田 榮之助君	第二十区選出 前田 榮之助君	第二十一区選出 前田 榮之助君	第二十二区選出 前田 榮之助君	第二十三区選出 前田 榮之助君	第二十四区選出 前田 榮之助君	第二十五区選出 前田 榮之助君	第二十六区選出 前田 榮之助君	第二十七区選出 前田 榮之助君	第二十八区選出 前田 榮之助君	第二十九区選出 前田 榮之助君	第三十区選出 前田 榮之助君

和歌山県 第一区選出 今村長太郎君 第二区選出 世耕 弘一君 高知県選出 吉田 茂君 福岡県第一区選出 守島 伍郎君 佐賀県選出 北川 定務君 北海道 第二区選出 松本六太郎君 第五区選出 林 好次君	通商産業委員会 理事 山手 満男君(理事高橋清治郎君去る十日委員辞任につきその補欠) 一、昨十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 法務委員 今澄 勇君 外務委員 西村 榮一君 水産委員 川島 金次君 通商産業委員 石川 繁九君 予算委員 今澄 勇君 佐竹 新市君	財閥同族支配力排除法を廃止する法律案(内閣提出第一号) 新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案(内閣提出第二号) 以上二件 内閣委員会 付託 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案(内閣提出第四号) 法務委員会 付託 一、去る十日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。 富内片法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号(子)) 内閣委員会 付託 一、去る十日委員会に付託された第十回及び第十二回国会提出の議案は次の通りである。 利根川開発法案(参議院提出、第十回国会案法第一七号) 北上川開発法案(参議院提出、第十回国会案法第二五号) 以上二件 内閣委員会 付託 裁判所府縣制裁法案(田嶋好文君外四名提出、第十回国会案法第四七号) 在外公館等借入金返済の実施に関する法律案(内閣提出、第十二回国会案法第一四号) 農林中央金庫法の一部を改正する法律案(堀江三郎君外四名提出、第十回国会案法第三三号) 以上二件 大蔵委員会 付託	小形規矩氏及び納漁業整理特別措置法案(内閣提出、第十二回国会案法第五〇号) 真珠養殖事業法案(石原寛吉君外四名提出、第十二回国会案法第八七号) 以上二件 水産委員会 付託 企業合理化促進法案(小金義昭君外三十四名提出、第十二回国会案法第七号) 通商産業委員会 付託 昭和二十四年度一般計歳入歳出決算、昭和二十四年度特別会計歳入歳出決算及び昭和二十四年度政府関係機関収入支出決算 決算委員会 付託 一、大蔵委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十一日これを承認した。 国政調査承認要求書 一、調査する事項 税制及び金融制度に関する事項 二、調査の目的 税制改正及び金融政策確立のため 三、調査の方法 小委員会の設置、資料の要求、関係方面より説明並びに意見聴取等 四、調査の期間 本会期中 右によつて国政に関する調査を致し	たいから衆議院規則第九十四條により承認を求める。 昭和二十六年十二月十一日 大蔵委員長 夏堀源三郎 衆議院議長 林義治殿
新潟県第一区選出議員 四五一 武蔵運十郎君 一、去る十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 五島 秀次君 水産委員 本多 市郎君 通商産業委員 高橋清治郎君 決算委員 橋本 金一君 一、去る十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 本多 市郎君 水産委員 五島 秀次君 通商産業委員 橋本 金一君 決算委員 高橋清治郎君 一、昨十一日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 大蔵委員会 理事 西村 直己君(理事佐久間徹君昨十一日理事辞任につきその補欠)	予算委員 石川 繁九君 佐竹 新市君 一、昨十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 法務委員 石井 繁九君 外務委員 今澄 勇君 水産委員 佐竹 新市君 通商産業委員 今澄 勇君 予算委員 西村 榮一君 川島 金次君 一、去る十日内閣から提出した議案は次の通りである。 新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案 富内片法の一部を改正する法律案 一、去る十日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。 富内片法の一部を改正する法律案 一、去る十日委員会に付託された議案は次の通りである。	内閣委員会 付託 一、去る十日委員会に付託された第十回及び第十二回国会提出の議案は次の通りである。 利根川開発法案(参議院提出、第十回国会案法第一七号) 北上川開発法案(参議院提出、第十回国会案法第二五号) 以上二件 内閣委員会 付託 裁判所府縣制裁法案(田嶋好文君外四名提出、第十回国会案法第四七号) 在外公館等借入金返済の実施に関する法律案(内閣提出、第十二回国会案法第一四号) 農林中央金庫法の一部を改正する法律案(堀江三郎君外四名提出、第十回国会案法第三三号) 以上二件 大蔵委員会 付託	一、大蔵委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十一日これを承認した。 国政調査承認要求書 一、調査する事項 税制及び金融制度に関する事項 二、調査の目的 税制改正及び金融政策確立のため 三、調査の方法 小委員会の設置、資料の要求、関係方面より説明並びに意見聴取等 四、調査の期間 本会期中 右によつて国政に関する調査を致し	たいから衆議院規則第九十四條により承認を求める。 昭和二十六年十二月十一日 大蔵委員長 夏堀源三郎 衆議院議長 林義治殿